三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	上畑　幸市

(2)　変更年月日

平成二十四年八月十七日

○近畿地方整備局告示第百七十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年八月三十一日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号

近畿地方整備局長　23

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社確認検査機構プラン21

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	上本　信久

(2)　変更年月日

平成二十四年八月二十日

○近畿地方整備局告示第百七十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年八月三十一日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号

近畿地方整備局長　8

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人和歌山県建築住宅防災センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	黒田征四郎、見本　久生、本田　明、齋藤　良太、神野　誠、西井　克次、山東　寛文
変更後	小川　浩、池内　茂雄、皆川　武士、前田　俊紀、釵先　恭壽、片山　友希、中井　賢次

(2)　変更年月日

平成二十四年七月四日

○中国地方整備局告示第百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号及び百八十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員延長
	後別	
安芸高田市八千代町下根字四通二八〇八番九から同市八千代町佐々井字土井六五七番一まで	前	一〇・〇一～一六・二六メートル
	後	一〇・九七～五五・六八メートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十四号及び百八十三号	安芸高田市八千代町下根字四通二八〇八番九から同市八千代町佐々井字土井六五七番一まで	中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年九月一日

○九州地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百九十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
佐世保市小野町三五三番一から同市小野町八一二番一まで	前	三七・〇〇～一〇八・〇〇メートル
	後	三七・〇〇～九〇・〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、三〇〇円）　本号一部二七二円（本体二六〇円）　（配送料別）